市民活動9事業を応援します
きらめき補助金交付団体決定

問市民協働課☎70・5640

今年度のきらめき補助金交付事業（市民活動応援補助金）が決定しました。同補助金は、ボランティアやNPOなどの市民活動を財政的に支援するもので、下の表のとおり9事業を採択しました。

4月12日に市役所で開催した同補助金の交付団体を決める公開プレゼンテーション・選考会では、約60人の団体関係者や市民が見守る中で各団体が事業を発表しました。学識経験者やNPO支援団体関係者などで構成する選考委員会で検討し、交付事業を決定したものです。

市民が参加できる事業は、主催団体が広報あやせなどで募集します。実施結果は、来年6月の事業報告会で発表する予定です。

事業報告会

6月28日（土）14時から、市役所3階315会議室で、昨年度に同補助金の交付を受けた9団体が事業成果を発表します。報告するのは「綾瀬みんなでサッカーの会」「ライフスタイルを考える会」「松ヶ丘ナーサリーまつぼっくり」「綾瀬写真協会」「Iananote～花の音」「身近な相談会実行委員会」「あやせ第九の会」「綾瀬フォトクラブ」「綾南フォトクラブ」です。

■いぶき（活動を始めたばかりの団体が勇気を持って市民活動に取り組むための支援）

区分番号	事業名	団体名	費用総額（千円）	交付額（千円）
1	ＡＹＯホームステイ受け入れとコンサートの開催	ＡＹＯ綾瀬公演を成功させる会	2,041	100
2	あやせ　手作りマルシェ	チーム　あやせ・手作りマルシェ	136	100
3	若い芽のコンサート	文化芸術育成プロジェクト	180	100

■はぐくみ（既に活動している団体の活動を一層充実・発展するための支援）

区分番号	事業名	団体名	費用総額（千円））	交付額（千円）
1	身近な相談会	身近な相談会実行委員会	111	110
2	一般市民に対する写真撮影会・講習会・写真展示会と市・各種団体主催事業の撮影	綾瀬写真協会	281	200
3	オペラ「アマールと夜の訪問者」メノッティ作曲	綾瀬でオペラを！の会	900	200
4	ecubo（エクボ）ママフェスタ2014	ママ応援サロンecubo	222	200
5	PAPmusic（パップミュージックプラス）+あやせでショークワイヤ！歌とダンスでミュージカル曲を体感体験！	ＰＡＰmusic＋	354	200
6	綾瀬みんなでサッカー教室	綾瀬みんなでサッカーの会	255.5	200

税軽減基準が変わりました
国民健康保険税

問保険年金課☎70・5617

国民健康保険税は、納税義務者である世帯主が納める保険税を医療費に充てることで、加入者の健やかな暮らしを支え合う制度です。課税額は次の①～③の合計です。

①国保医療費に充てる基礎課税額

②国保被保険者が後期高齢者医療制度へ拠出する後期高齢者支援金等課税額

③40～64歳の被保険者が介護保険制度へ負担する介護納付金課税額

税制改正で、4月1日から課税限度額が表1のとおり引き上げられ、保険税軽減の基準が表2のとおり変更されました。保険税率などは変わりません。

年金から差し引き（特別徴収）対象世帯

65～74歳の国保被保険者のみで構成される世帯では、原則として世帯主の年金からの差し引きとなります。次の①～⑤の全てに該当する世帯主が対象です。今年度中に世帯主が75歳になる世帯は、その時点で国保の資格を失うため対象外です。

①国保の被保険者全員が65～74歳

②世帯主が国保に加入している

③年金給付額が年18万円以上

④介護保険料を年金から差し引かれている

⑤国保税と介護保険料の合計額が、差し引きの対象となる年金給付額の2分の1を超えない

6月中旬に納税通知書発送

特別徴収の対象者を含めて、今年度の納税通知書を6月中旬に送付します。年金から差し引かれている方が口座振替を希望する場合は、金融機関で手続きしてください。今年度から新たに特別徴収の対象となる方は、10月以降の年金から保険税が差し引かれるので、9月までは納付書で納付してください（併用徴収）。

非自発的失業（離職）者に対する軽減制度

倒産や解雇など非自発的に失業（離職）した加入者で、次の①～③の全てに該当する場合は、軽減を受けることができます。高年齢受給資格者と特例受給資格者は対象外です。

①平成21年3月31日以降に失業

②失業時点で65歳未満

③雇用保険を受給し、特定受給資格者か特定理由離職者に該当（雇用保険受給資格者証の離職理由コードによる）

▼内容　前年の給与所得を100分の30とみなして所得割を算定▼期間　離職日の翌日～翌年度末（期間中に会社の健康保険に加入するなど、国保資格を喪失した場合は、軽減措置終了）▼問　離職理由の該当などを保険年金課で確認し、雇用保険受給資格者証、印鑑を持参して同課へ直接

表1　保険税の税率・金額・限度額

区分	①基礎課税額	②後期高齢者支援金等課税額	③介護納付金課税額
所得割額	5.6%	1.95%	1.8%
	（総所得金額－33万円）×上の率		
均等割額	1万6800円／人	6800円／人	6000円／人
平等割額	1万9200円／世帯	7200円／世帯	6000円／世帯
限度額	51万円（昨年度と同額）	16万円（昨年度は14万円）	14万円（昨年度は12万円）

※限度額以外の税率（額）は昨年度から変更なし

表2　保険税軽減の基準と割合（改定後）

基準	割合
世帯主と被保険者（特定同一世帯所属者含む）の合計所得が33万円以下	7割
世帯主と被保険者の合計所得がＡ以下 Ａ＝24.5万円×（**世帯に属する被保険者数（注1）**＋世帯主以外の特定同一世帯所属者数）＋33万円 ※（注1）改定前は「世帯主以外の被保険者数」	5割
世帯主と被保険者の合計所得がＢ以下 Ｂ＝**45万円（注2）**×（世帯に属する被保険者数＋世帯に属する特定同一世帯所属者数）＋33万円 ※（注2）改定前は「35万円」	2割

※世帯主は被保険者でない「みなし世帯主」を含む
※特定同一世帯所属者とは、国保から後期高齢者医療制度の被保険者になり、その後世帯主が変わることなく継続してその世帯にいる方のこと

公共サービスは協働で
来年度事業の市民提案募集

問市民協働課☎70・5640

市民活動団体や事業者と行政がお互いの知恵と力を合わせて公共サービスを行う「市民提案型協働事業」の来年度の提案を募集します。

市民活動推進委員会委員や有識者、市職員で構成する審査委員会で、事業の採否を決定します。皆さんの意欲と行動力で、市民協働によるまちづくりを進めませんか。

■対象事業

市内に活動拠点がある2人以上の団体や事業者が行う公益的な事業で、行政との協働で地域課題の解決や事業成果を上げられるもの（事業例は下の表のとおり）。

■実施期間

来年4月1日～28年3月31日（複数年にわたる場合は毎年度の提案が必要）。

■提案方法

市民協働課、市民活動センターあやせ（中央公民館内）、各地区センター、南部ふれあい会館、寺尾いずみ会館、福祉会館にある応募の手引き（市ホームページからダウンロード可）を参照し、7月25日までにエントリーシートを同課へ直接。

■制度説明会・相談会

6月20日（金）18時～20時、21日（土）10時～12時、同課で開催します。

■市民協働事業の例

事業名	提案内容
地球の未来とエネルギー展	地球の未来とエネルギー展の開催
もったいないを親子で学ぼう	新聞バッグづくりとミニ環境講座
まちかどガーデンコンテスト	花や生け垣の写真の公募によるコンテスト
避難所ＨＵＧ（ハグ）を活用した避難所運営研修会	自主防災組織向け避難所運営研修会の開催
80000人のキャンドルナイト	夏至に行うキャンドルナイトの開催
市民参加条例検討のための市民討議会	条例検討のための市民討議会の開催

6月は食育月間

健康的な食事を心掛けることのほか、家族が一緒に食卓を囲んで食材や食文化について会話することも食育のテーマの一つです。6月の旬の食材はアジやエダマメなどで、綾瀬では下旬からトウモロコシが採れます。この機会に、食育について考えてみませんか。問保健医療センター☎77・1133。

25年度の航空機騒音の測定状況

自動記録騒音計を市内6カ所に設置し、24時間態勢で航空機騒音を測定しています。25年度の測定結果は次のとおりです。

厚木基地を離着陸する航空機の激しい騒音は、主に米海軍の空母（ジョージ・ワシントン）の艦載機によるものです。

25年度は、空母の滞在日数が増加したため騒音測定回数が増加しました。

市では、騒音問題を解消するため、艦載機移駐の早期実現や、その間の騒音対策の徹底などを国に求めています。

意見や苦情を直接国に訴えることができるので、次の機関に連絡してください。

▼日米安全保障条約や米軍基地について▽外務省北米局日米地位協定室☎03・3580・3331（代）▼騒音全般▽防衛省☎03・3268・3111（代）▽南関東防衛局報道室☎045・211・7129（夜間、休日は☎045・211・7386）▽座間防衛事務所☎046・261・4332▽海上自衛隊厚木航空基地☎78・8611（代）▽米海軍厚木航空施設渉外部☎78・2664

市ホームページに航空機騒音苦情受付フォームを掲載しています（市政情報→計画・政策→厚木基地→航空機騒音問題）。市役所・各地区センター・寺尾いずみ会館・南部ふれあい会館にある苦情受付用紙や電話でも受け付けます。

問基地対策課☎70・5604。

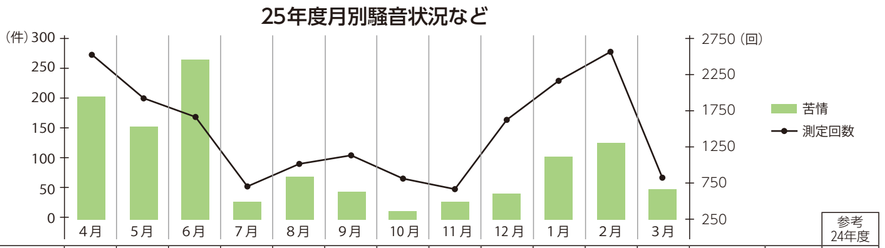

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			参考24年度
測定回数（回）	2310	1825	1617	846	1096	1191	933	816	1585	2018	2340	943	年間計（回）	17520	16789
一日平均測定回数（回）	77	58.9	53.9	27.3	35.4	39.7	30.1	27.2	51.1	65.1	83.6	30.4	年間平均（回）	48.0	46.0
月の最高音（デシベル）	113.1	112.4	111.0	100.6	109.0	110.5	100.2	107.3	116.7	113.8	115.1	102.2	年最高音（デシベル）	116.7	114.9
苦情（件）	201	152	261	29	70	45	14	29	42	103	125	45	年間計（件）	1116	1744
空母滞在状況													年間計（日）	223	211

※測定回数とは、70デシベル以上の騒音が5秒以上継続した数　※苦情は、市で受けた件数
※騒音は、滑走路南端から南1.8ｋｍの上土棚北の状況　※ＮＬＰは、6月に硫黄島で実施
音の目安：110デシベル…自動車の警笛　90デシベル…交通量の多い交差点　70デシベル…電話のベル（1ｍ）

告示後住宅防音工事の助成対象となる建築年月日が改正されます

南関東防衛局では、厚木飛行場周辺の告示後住宅（昭和61年9月11日以降に建築された住宅）に対する防音工事を、W値（うるささ指数）といわれる航空機騒音の基準値）が85W以上の区域で実施しています。

6月16日から、85W以上の区域で平成18年1月17日まで（改正前は平成13年9月10日まで）に建築された住宅を対象に「住宅防音工事希望届」の受け付けを開始します。

新たに対象になり工事を希望する方は、次の点に注意して希望届を提出してください。

①受け付け開始日は6月16日です。提出先は南関東防衛局住宅防音第一課です。

②登記簿など公的書類の建築年月日で、対象住宅であることを確認してください。

③工事は建築年月日の古い住宅から実施する予定です。

希望届は、同局、座間防衛事務所、市基地対策課にあります（同局囲www.mod.go.jp/rdb/s-kanto/）。

問同局住宅防音第一課☎045・211・7139、座間防衛事務所☎046・261・2063。

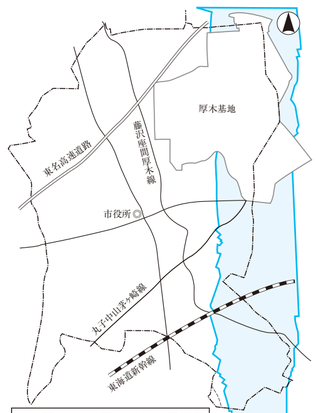

着色区域内で、平成18年1月17日までに建築された住宅が対象

4～6月は狂犬病予防注射月間

未接種の方は、動物病院で接種してください。問保健医療センター☎77・1133。

心地よい風を仲間と一緒に
市ふれあいナイトウォークラリー大会参加者募集

コマ地図を頼りに、夜の綾瀬を巡る「ふれあいナイトウォークラリー」の参加者を募集します。心地よい風に汗も「すぅー」。隠しタイム？も楽しみの一つです。家族や友達、仲間と一緒に歩いてみませんか。ふるさとの意外な一面を発見できるかもしれません。

7月19日（土）16時30分受け付け開始（予定）。市役所周辺を巡る3kmか4kmのコースのいずれかを選択（小雨決行。節電などを考慮して中止する場合あり）。市内在住の18歳未満の方と保護者か、18歳以上の方で作った1組2人～6人のチーム対象。筆記用具、懐中電灯、水筒、レジャー用シート、時計など持参。定員各50組（申込順）。

囲チーム名、チーム全員の氏名・年齢、チーム最年少者の生年月日、代表者の住所・電話番号を6月2日～20日に、青少年☎70・5655。

議長に山田晴義氏
副議長は井上賢二氏

5月15日、市議会臨時会が開かれ、議長に山田晴義氏（65）、副議長には井上賢二氏（59）が選ばれました。

山田晴義氏

井上賢二氏

議会選出監査委員には綱嶋洋一氏（46）の選任が同意され、各委員会の正副委員長には次の方々が選ばれました（◎は委員長、○は副委員長）。

▼議会運営委員会　◎増田淳一郎氏○松本春男氏▼総務教育常任委員会　◎松澤堅二氏○森藤紀子氏▼市民福祉常任委員会　◎上田博之氏○佐竹百里氏▼経済建設常任委員会　◎青柳愼氏○越川好昭氏▼基地対策特別委員会　◎綱嶋洋一氏○内山惠子氏▼議会報編集委員会　◎橘川佳彦氏○武藤俊宏氏

問議会事務局☎70・5643。